

自然環境整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	広島県		対象地域	西中国山地国定公園(三段峡線歩道地域)		距離	14		Km
計画期間	平成	22	年度	～	平成	24	年度		

目標

大目標:『安全・安心で快適な施設の提供による自然とのふれあいの推進』
 目標:三段峡線歩道の危険箇所対策等を行い,利用者の安全性・利便性の向上を図る

目標設定の根拠

対象地域の現状

三段峡地域は,太田川上流の柴木川が石英斑岩や花崗斑岩の基盤を深く侵食し形成した全長14kmに及び長大な渓谷で,雄大なスケールと多彩な景観を持つ名峡として国の特別名勝に指定されている。渓谷に沿う探勝歩道からは,大岸壁や幾多の滝や急流,深淵が見られ,その中でも猿飛,二段滝,三段滝,三ツ滝,竜門は三段峡五大壮観と言われ,見所である。
 しかしながら,近年では歩道沿いの山腹斜面等からの落石が多発し,危険な状態となっているほか,経年による歩道や橋梁,トイレ等の施設の老朽化が進んでいる。

課題

三段峡歩道では近年落石や土砂の流出が頻発していることから,不安定で危険な状況となっている岩盤・転石の除去または固定などの安全対策工事を行い,利用者の安全を確保する必要がある。ただ,対策必要箇所は峡内に散在しており,限られた予算の中,優先度の高い箇所を選択し,集中実施していく必要がある。
 標識等については老朽化したものや新たに必要なものについて設置を行い,快適な施設利用を推進していく必要がある。また,コンクリート製の橋梁やトイレについても老朽化が進んでいるため,調査を行い,再整備等を検討する必要がある。

将来像(ビジョン)

地区の重要な観光資源である三段峡歩道施設の安全性,利便性を向上させることにより,利用者が増加すること。
 地区来訪者の自然とのふれあいが活発となり,地域の活性化にも貢献すること。

上位計画等との整合

公園計画での整備方針に適合している。

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	調査等の方法	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
						基準年度		目標年度
1. 危険箇所対策等区間延長	km	落石対策,歩道改良等が必要な区間の延長	現地調査	利用者安全確保等の指標とし,対策が必要な歩道区間延長を従前値とし,その解消を目指す。(優先度の高い地区及び入込みの多い地区から順次対策を実施する。)	7.1	平成21年度	0.0	平成24年度
2. 利用者数	人/年	三段峡の利用者数	利用状況調査	三段峡施設整備による利用促進の指標とし,現行より5%程度の利用者の増加を目指す。	137,800	平成20年度	144,690	平成24年度

整備計画の評価

整備終了後,設定した指標に係るデータを整理し,目標の達成状況に関する評価を行い,平成25年度にインターネット等を活用して公表する。

自然環境整備計画の整備方針等

対象地域の整備方針	方針に沿った主要な事業
<p>整備方針(危険箇所対策等による安全性・利便性の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全長14kmに亘る探勝歩道のうち、早急に対策が必要である区間7.1km[長淵～蛇杉区間(4.1km),五郎堰～横川口区間(1.0km),三段滝～餅ノ木口区間(2.0km)]について、斜面上に存在する不安定な岩盤・転石等の崩落を防止するための安全対策工事,転落防止柵設置などの歩道改良を行う。また,老朽化した橋梁(水梨出合橋等)については,調査を行い再整備等を実施する。 ・落石対策工法等の選定については景観を損なわないよう最大限の配慮をする。部材等が露出する工法においては,景観に馴染むよう着色部材は使用せず,亜鉛メッキ仕上げ等とする。 ・老朽化した標識等の再整備,必要箇所への新設設置を行い,歩行者への注意喚起による安全確保や峡内の見所の説明等,充実した案内表示化を図る。 ・老朽化した休憩所兼公衆トイレ(大淵地区)を再整備し,利用の快適性を高める。構造については,木造などの景観に配慮したものとする。 ・ただし,不足の事態(大雨等による落石など)により緊急の対応を必要とする場合は,それを優先する。 	<p>(西中国山地国定公園)</p> <p>三段峡歩道等整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道安全対策,歩道改良,橋梁再整備,標識設置等(県) ・休憩所兼公衆トイレ再整備(県)
<p>環境配慮の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道の安全対策・標識類設置等木材利用が可能な施設整備については,県産材,間伐材を積極的に使用していく。 ・三段峡の休憩所兼公衆トイレの再整備については,環境負荷やランニングコストの低減を目的として,工法の検討を行っていくほか,自然石,木材の利用を行う。 	
<p>高齢者、身体障害者等の円滑な利用に対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地形上バリアフリー化は困難であるが,歩道への安全柵,誘導標等の設置,また,休憩所兼公衆トイレの再整備に当たっては段差解消等利用者の負担軽減に努める。 	
<p>合意形成の状況・方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備方針については,関係市町,関係団体及び関係者との協議を行い,計画を策定した。 	
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備計画については広島県のホームページにより公表する。 ・整備施設については,広島県が管理する。 	